

電気通信大学共創進化型自立分散エネルギーネットワーク共創 拠点の管理使用に関する要項

制定 令和7年9月10日要項第3号

(趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学産学官連携センター地域連携推進室規程第2条第6号の規程に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）の東11号館に設置する共創進化型自立分散エネルギーネットワーク共創拠点（「e-Nexus」と称するものとし、以下「本拠点」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本拠点は、本学が有する広範な科学技術を基盤とした先進エネルギー技術の研究と実証を核として、本学の研究力強化に向けて、西東京三大学（東京農工大学・東京外国語大学・本学）連携をはじめ、多様なステークホルダーとの共創・連携を推進する場としての利用に供することを目的とする。

(施設)

第3条 本拠点に、コワーキングスペース（「Nexus Park」と称する。）、共同研究実験室、サーバールーム、会議室、屋上スペース及び中央制御室を置く。

2 共同研究実験室は、次の各号に掲げる活動のために供するものとする。

- (1) 本学と多様なステークホルダーとの共同研究及びその成果の実用化促進のための活動
- (2) 本学と多様なステークホルダーとの連携による人材育成のための活動
- (3) 本学の重点研究分野における拠点形成のための活動
- (4) その他学長が特に認めた活動

(管理責任者)

第4条 前条第1項に定める各施設の管理責任者は、産学官連携センター長とする。

2 学長が特に必要と認める場合は、前条第1項に定める施設ごとに、副管理責任者を置くことができる。

(使用資格者)

第5条 共同研究実験室を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の役員及び職員
- (2) 外部機関に所属する研究開発者等
- (3) その他学長が特に認めた者

2 サーバルームの利用者は、第7条第2項により共同研究実験室の使用許可を得た者に限る。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用期間)

第6条 共同研究実験室及びサーバールーム（以下「共同研究実験室等」という。）の使用

期間は、原則として2年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(使用の申請)

第7条 共同研究実験室等の使用を希望する者（グループで申請する場合にあってはその代表者。以下 同じ。）は、別に定める使用申請書を管理責任者に提出し、使用許可を受けなければならない。

2 管理責任者は、共同研究実験室の申請があったときは、e-Nexus 入居者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、使用の可否を決定し、使用申請者に通知するものとする。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事又は副学長

(2) 産学官連携センター長

(3) 地域連携推進支援室長

(4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第一号に定める者は、委員長として選考委員会を招集しその議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

4 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員長が必要と認めたときは、選考委員会に委員以外の者を出席させることができる。

7 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(使用責任者)

第9条 第7条の許可を受けた者（以下「使用責任者」という。）は、当該施設の使用に関して、この要項及び別に定める使用条件を遵守するとともに、当該施設内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

(使用施設の改修)

第10条 使用責任者は、共同研究実験室等を改修する必要があるときは、事前に管理責任者に申し出て、その許可を受けなければならない。この場合において、使用責任者は、改修に要するすべての費用を、負担するものとする。

(使用の取消等)

第11条 管理責任者は、共同研究実験室等を使用する者（以下「使用者」という。）が使用条件に違反したと認めるとき、次条に定める経費負担ができないと認めるとき、又は管理運営上支障があると認めるときは、選考委員会の議を経て、当該使用の許可を取り消し、又は当該使用を中止させることができる。

(経費の負担)

第12条 使用責任者は、別表に定める共同研究実験室等の使用に係る使用料等を本学が指

定する方法により負担しなければならない。

2 前項により負担した経費については、原則返還は行わないものとする。

(原状回復)

第13条 使用責任者は、共同研究実験室等の使用が終了したとき、又は第11条の規定により管理責任者が使用の許可を取り消したときは、原状回復をしなければならない。

2 共同研究実験室等の改修ならびに使用後の原状回復に係る費用は、使用責任者が負担するものとする。

(損害賠償)

第14条 使用責任者は、使用者がその責に帰すべき理由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第15条 本拠点に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、本拠点の使用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和7年9月10日から施行する。

2 この要項の施行の日以降最初に任命される選考委員会の委員長及び委員の任期は、第8条第7項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

別表 使用料等（第12条関係）

施設	使用責任者	使用料等
共同研究実験室	第5条第1項第1号の者	原則として、電気通信大学オープンラボの有効活用に関する細則第4条に定めるオープンラボの使用料に準じる。 ただし、学長が特に認めた場合、免除することができる。
	第5条第1項第2号の者	使用面積1㎡あたり（月額）4,290円 及び光熱水料等の実費相当額 ※上記金額には、消費税及び地方消費税を含まない。
	第5条第1項第3号の者	別に定める。
サーバールーム	第5条第1項各号の者	1区画（10U）あたり（月額）7,810円 ※上記金額には、消費税及び地方消費税を

		含まない。
--	--	-------